

会 議 録

会 議 の 名 称	第 5 回行田市資源リサイクル審議会	
開 催 日 時	令和 3 年 9 月 3 0 日（木） 開会：午後 2 時 0 0 分　閉会：午後 4 時 2 5 分	
開 催 場 所	行田市教育文化センターみらい　第 1 学習室	
出席者（委員） 氏　　　　　名	田尻要委員（会長）　　小暮福三委員（副会長）　　高橋弘行委員 木村博委員　　　　　　小林亘委員　　　　　　小巻政史委員 石郷岡ヨシ江委員　　河辺孝幸委員　　　　今井剛史委員 中村博行委員 以上 1 0 名	
欠席者（委員） 氏　　　　　名	中村洋子委員	
事 務 局	環境経済部：江森部長　金子副参事 環境課：細谷課長　野中主幹　寺田主査　石渡主査	
会 議 内 容	・ 行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案について	
会 議 資 料	・ 次第 ・ 資料　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）	
そ の 他 必 要 事　　　　　項	傍聴人 7 名	
会 議 録 の 確　　　　　定	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和 3 年 1 0 月 1 4 日	田 尻 要

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	1. 開会 2. あいさつ それでは、これより、「議題」の審議に移ります。 議長につきましては、審議会設置条例第6条第2項の規定により、田尻会長にお願いいたします。
議長	それでは、しばらくの間、議長の職を務めさせていただきます。 議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。 3. 議題 ・行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案について 本日の議題は、「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案について」でございます。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	「資料 行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）」により、前回の指摘事項及び前回からの変更点を説明
議長	以上で説明は終わりました。 説明が少々駆け足でしたが、修正点について御理解いただけましたでしょうか。 それでは皆様御理解いただけたようですので、中身についての議論に入らせていただきます。 改正案については事前に配布させていただきましたので、お目通しいただいていると思いますが、御意見はありますか。
中村博行委員	7点の質問と1点の要望があります。 まず要望ですが、資料の14ページ、「廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月）」の「策定の目的」のところですが、現行計画の15ページ、「廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月）」の

「策定の目的」には「東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等」という文言が入っていましたが、今回の改定案にはそれがないので、それを入れていただきたいと思います。

また、資料の 34 ページ【3-8 ごみ処理の課題】の「(5) その他の課題」の最後の項目「災害時における廃棄物処理への対応」のところに、東日本大震災以降の災害対策について記述を追加していただければと思います。

次に質問ですが、まず 1 点目、18 ページの「(6) プラスチック資源循環促進法の概要」について、表にまとめたとのことですが、何をどのようにまとめたのですか。

次に 2 点目、22 ページの本文下から 4 行目に「ごみ総排出量は、平成 27 年度では 29,887 t でしたが、令和 2 年度には 29,935 t となり、48 t (0.2%) 増加しています。」とあります。たしかに増加はしていますが、増加幅はもっと正確に言うと 0.16% とわずかですので、微増という表現にすべきだと思います。

次に 3 点目ですが、32 ページ「(5) ごみ処理経費の推移」について、変更点を詳しく説明してください。

次に 4 点目、同じページですが、なぜ出典を環境省の資料から埼玉県の資料に変更したのですか。

次に 5 点目、35 ページ「②プラスチック製容器包装及び製品プラスチック」のところで、「暫定的に」分別区分を変更し、サーマルリサイクルで対応すると書かれていますが、今後、対応の変更をいつ誰が判断するのですか。

次に 6 点目、39 ページの【表 4-2 減量目標値】で、「①一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」の数値目標は 530 グラム、令和 2 年度比約 208 グラム減とあり、約 28% の減になります。また、「③一人 1 日当たりのごみ総排出量」の数値目標は 884 グラム、令和 2 年度比約 137 グラム減とあり、約 13% の減になります。

国に施設整備の交付金を申請するためには、2 つの審査をクリ

事務局	アしなければならないという説明を前回の審議会で受けました。一つは、基本方針の目標として目標年次（令和１０年度）におけるごみ総排出量について、現状と比較して約１２％以上の削減が掲げられているか、もう一つは、ここには出てきませんが、目標年次における再生利用率が２７％以上となっているかということでした。ですので、それをクリアするための目標設定だということは理解できますが、家庭系ごみを２８％も減らせるのかという疑問があります。専門家を入れた十分な検討をしていただきたいと思います。 最後に７点目、４０ページ、【図４－２ 将来のごみ処理体制（新たなごみ処理施設の稼働後）】のところで、剪定枝を除く資源物の【中間処理】のところに「ストックヤード」が抜けていたという説明がありました。そこは理解できましたが、剪定枝は【中間処理】のところに「剪定枝資源化施設」とあります。前回の審議会で、民間業者への処理委託も付記するとしたのですから、【中間処理】のところは「施設の検討」、【最終処分・資源化】のところは「堆肥化・チップ化の検討」として、決定事項ではないということがわかる表現にしていきたいと思います。 それではお答え申し上げます。 まず、御要望の災害廃棄物処理の関係ですが、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画というのは、通常生活していく上でのごみ処理を扱っています。災害廃棄物については、この計画とは別に「行田市災害廃棄物処理計画」を策定しており、そちらで整理していますので、その内容に特化した項目はありません。 ただ、施設整備をするに当たっては、洪水などの災害対応や停電時の電力供給といった項目についても十分な検討を行い、災害時にも運用できるよう対応します。 次に御質問の１点目、プラスチック資源循環法の概要について、何をどうまとめたのかというところでございますが、今回掲載した表は、本法案が３月９日に閣議決定された後、報道発表資料と
-----	---

して公開されたものをほぼそのまま転載したものです。

前回の資料ではここが文字の羅列になっておりますが、この報道発表資料をもとに事務局の方で箇条書きにしたものです。その際、末尾の表記を断定調にしたところがありますが、内容が変わっているわけではありません。

次に２２ページ、「増加」を「微増」に表現を変更すべきということについてですが、増加していること自体は間違っていないので、表現のしかたについては皆さんの方で審議していただければと思います。

次に３点目、３２ページ「（５）ごみ処理経費の推移」の変更点についてですが、前は令和２年度の行田市のデータが空欄でしたが、行田市分のデータを加えております。その下の埼玉県の数値は横棒になっていますが、これは毎年、各市が各々のデータを１０月末頃に県へ報告し、それを県が取りまとめることになっています。県の取りまとめが終わり次第、掲載するということです。

県データが前回の審議会資料と大幅に異なっている理由ですが、現行計画や前回の審議会の資料においては、データ抽出の方法に誤りがあったことから、今回修正を行ったものです。

４点目、出典を環境省のものから埼玉県のものに変更した理由についてですが、埼玉県の出典は「一般廃棄物処理事業の概要」という冊子であるのに対し、環境省の出典はホームページに掲載されているエクセルのデータであり、各市町村のデータが関数を用いて積み上げられています。そのため、積み上げていく段階で小数点以下の誤差が生じていきます。これにより他の表と数値が異なってしまうことから、出典を埼玉県発行の冊子のものに変更しております。

次に５点目、３５ページの、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックを暫定的にサーマルリサイクルで対応するという点についてですが、昨日開催された第３回「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」の中で考え方としてお示ししましたが、国は容器包装プラスチックも製品プラスチックも一括回収しよう

という方向性を示していますが、再資源化のルートが確立していません。

ですが、来月（１０月）には、整備する施設を大まかに盛り込んだ地域計画を国に提出しなければなりません。最終的にはプラスチックをマテリアルリサイクル（プラスチックをプラスチックとして再利用）するのが良いと考えてはいますが、現在そういった技術は確立していません。そうした現状を踏まえ、現時点においては熱回収を行うことが妥当であると判断したものです。

今後は、本市、羽生市及び来年度設立予定の一部事務組合の三者で議論を進めることにはなりますが、いつ対応を変更するということは現時点では申し上げることができません。

次に６点目、３９ページの①一人１日当たりの家庭系ごみ排出量５３０ｇの目標値、令和２年度比で約２８％の減少を達成できるのかということについてですが、新たに目標をつくるわけではなく、現行の計画を改定することですので、前回も申し上げましたが、減少率は現行計画と同様で、基準年度（令和２年度）におけるごみ量の実績値が現行計画よりも多かったため、その分だけ現行計画における目標値よりも多くなっているということです。こちらは前回同様の説明をさせていただき、了承をいただいたという認識です。

今回変えたのは、事業系ごみ排出量の目標値です。前は令和元年度を基準として２０％減としましたが、これは令和２年度に新型コロナウイルスの影響で事業活動が停滞したことにより、事業系ごみ量が大幅に減少していることから令和元年度を基準にしたものです。ただ、この項目だけ令和元年度を基準にするのはやはりおかしいので、事務局の方で令和２年度を基準にすることとし、令和２年度の数値が特異値であることを考慮して１５％減としたものです。これについては、この資料には目標数値のみ掲載しておりますが、各年度の目標について資料編として別に公表します。

それから７点目、前回の審議会の中で、高橋委員が剪定枝資源

中村博行委員	化施設の整備について反対の意見を述べられ、答申に記載すべきという意見がありましたので、会長と調整しながら、答申の際に文書として意見を残す方向で事務を進めています。 ただし、内容については前回の審議会で事務局案に了承をいただいたものと認識しておりますので、この内容で取りまとめを進めます。 プラスチック一括回収のルートが示されないと動けないというのは理解できますが、ルートはいつ示されるのですか。
事務局	プラスチック資源循環法は来年度（令和４年４月）施行予定ですので、そこからはプラスチックをリサイクルする仕組みを積極的に導入しようという流れに変わってきますが、現時点の制度ではサーマルリサイクルするという本計画は適正なものです。 今後、国の方で具体的な方向性を示し、それに向かって業界団体や地方公共団体が動いていくことになると思います。国はこの秋にと言っていますが、方向性が定まるには数年かかると我々は考えています。方向性として、市町村に施設を整備させて処理させるのか、一括回収したものを民間業者にまとめて処理させようとしているのか、どちらに舵を切ろうとしているのか判断に悩むところです。協議会の中で、行田・羽生両市長からも今後動向を注視して的確に判断するよう指示を受けています。我々としてもその都度県に確認したり、国のホームページを確認したりと情報収集に努めていますが、現時点ではこれ以上の内容は出てきておりませんので、現在の計画はこれで進め、来月（１０月）中には国に提出する地域計画をまず県に提出します。県の審査を受け、国からも修正が入って最終的に来年３月に採択になる予定です。 変わったらどうなるかということですが、変えることについては、まず組合と行田市、羽生市の三者でプラスチックをマテリアルリサイクルする、一括回収するという方向性を決めた場合には、分別方法から変えていかないといけません。現在はこの方向で進

	めますが、方向性が示された場合には再度リサイクル審議会を開催して、分別方法を決めて、その結果施設を整備するのか、処理を委託するのか、方向性を決めていくことになります。繰り返しのようになりますがそれがいつになるかはわかりませんので、今後の動向を注視していきます。
中村博行委員	国に先駆けてプラスチックは燃やさないという方向性を示し、計画を遅らせて進めるということはないのですか。
事務局	3回行った、「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」の中で、令和9年度中の稼働を目指すということで合意しましたので、今のスケジュールで進める以外に選択肢はありません。 仮にこの部分を待つということになれば稼働が遅れるということになり、稼働時期が遅れ合意事項と内容が異なることとなりますので、現段階ではこのスケジュールで進めます。
議 長	それでは順番に皆さんの意見を伺いたいと思います。
今井委員	前回の協議会で意見を交わしたうえでまとめたものが今回の案になっていますので、これで良いと思います。
河辺委員	経費をなるべく削減し、後世に負担を残さないようにしていただければと思います。
事務局	行田・羽生両市の合意事項として、経費をできるだけ少なくするということがありますので、今度立ち上げる組合についても簡素な組織にして、施設もなるべくお金のかからないものにしたいと思います。
石郷岡委員	私もなるべく経費のかからない形で進めていってほしいと思い

小巻委員	ます。 内容については特に問題はないと思います。 一つ確認したいのは、４７ページにある生活環境影響調査業務について、予定地の状況からこのスケジュールが組まれたのですか。環境アセスという時間がかかるイメージがありますが、ごみの排出は毎日のことですから、市民生活に支障をきたさないよう、令和９年度の稼働に間に合うかということを確認しておきたいと思います。
事務局	今の小針クリーンセンターは稼働から３７年が経過しており、新施設が稼働する頃には４０年を超えます。そうしたことから、１日も早く新施設を稼働させたいという思いで最短のスケジュールを組んでいます。 前回、行田市、羽生市、旧吹上町、旧南河原村の２市１町１村で新施設の計画を進めていた時に一度、環境影響評価を行っています。ですが、この時の計画では１日当たりの処理能力が２００トン以上だったので、埼玉県環境影響評価条例の対象事業となり、事業に２年半を要する内容の濃いものでした。 今回の計画では１日当たりの処理能力が２００トン未満ですので、埼玉県環境影響評価条例の対象事業にはなりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するいわゆる「生活環境影響調査」はすべてのごみ処理施設が対象となりますので、こちらを行うこととなります。これは埼玉県環境影響評価条例に比べ調査項目が限定されていることから、１年半での予定を組んでいます。かなりタイトなスケジュールですが、効率的に事務を進め、令和９年度中の稼働を目指したいと思います。
小林委員	私からは特段意見はございません。資料作成ありがとうございます。

木村委員	私からも特段意見はございません。【５－１ 施策の体系】も追加されていますし、前回の審議会で出たものをわかりやすく作り直してあると思います。
高橋委員	私の意見ですが、審議会のやり方について疑念というか違和感が生じました。 「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」が昨日も含め、過去に３回開かれています、その内容についてもう一度調べてみました。 まず７月９日に第１回協議会が開かれ、その時には行田市はペットボトル及び剪定枝は資源化、プラスチックごみは不燃ごみから可燃ごみに変更するとしています、前置きとして資源リサイクル審議会に諮問し審議中と言っていました。 ８月２４日の第２回協議会では、行田市はペットボトル及び剪定枝を資源化、プラスチックごみは不燃ごみから可燃ごみに変更というように断言して発言しています。 しかし８月２４日の時点では、審議会では剪定枝の堆肥化もプラスチックごみの処理についても、合意を得そうですねという話にはなっていますが、まだ答申していないのだから決定はしていないと思います。それなのに決まったような発言をするなら、リサイクル審議会を開催する必要はないのではと思います。
事務局	８月３日の審議会において、剪定枝は資源化するという皆さんの合意が図られたことを踏まえ、行田市の方針として剪定枝は資源化する旨の発言をしたものです。
高橋委員	あくまでも審議会というのは、基本計画の改定案を市長に答申した段階で終わるものであると考えています。途中で決まったと言われてしまうと、もう審議会の役目は終わったという感じがしてしまいます。 昨日開催された第３回「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の

事務局	共同整備に関する協議会」において、プラスチックごみの取扱いについては、市長から今後の動向を注視し、必ずしも焼却することを決めていないと聞きました。昨日の話ですから、プラスチックの焼却はやめるか、違う言葉にしないと、市長がまだ決まっていな^いと言っているのに、燃やすことを決めてしまっているのであれば、執行部の勇み足だと思います。今はプラスチック資源循環法に関する省令などを国で煮詰めている段階ですが、多大な費用がかかるプラスチックごみの一括回収については環境省が財政支援を行うという情報も入ってきているので、あくまでもプラスチックごみについては地球温暖化やSDGsの観点からして、行田市は燃やさずに一括回収の方に舵を切るべきだと思います。ですから、基本計画についても表現を変えるなどして、後の変更に対応できるようにしておくべきだと思います。 昨日の「行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」での市長の発言については、その部分だけを切り取りとリサイクルすると聞こえてしまうかもしれませんが、それまでの協議会の積み上げの中で、暫定的に焼却して熱回収するということが決まっています。その上で、必要があれば見直しすることには躊躇^{ちゅうちょ}しないというニュアンスで言っているのだと思います。 決定事項としては、行田市はプラスチックごみについては可燃ごみとして、サーマルリサイクルで発電しますということで羽生市と昨日の協議会で決めたわけですが、その前の協議会でも行田・羽生両市長ともに、プラスチック資源循環法の推移を見守りながら、必要があれば対応していく旨の発言をしています。決めなければ前に進みませんから、いったん熱回収を行うと決めておいて、その後例えば施設整備を行う中で良い方法が見つかれば、変更する可能性は排除しないという意味合いでの発言です。 今高橋委員がおっしゃった35ページの「暫定的に新ごみ処理施設において、現在の燃やせないごみから燃やせるごみに分別区分を変更し、サーマルリサイクル（焼却処理による熱エネルギー
-----	--

高橋委員	回収）で対応することとします。」という文章の後に、プラスチック資源循環法の推移を見守りながら、必要があれば対応していく、というような文言を加えることは、委員の皆様の合意があれば可能です。 時代の流れはサーマルリサイクルではなくバイオマエネルギーなどでリサイクルする方に移っているわけですし、燃やすことにすれば焼却施設の容量が大きくなり、建設費も高くなります。燃やさないことによって焼却施設の建設費を抑えていくべきだと思います。 また、剪定枝の資源化施設についても、建設には最低でも4億円から5億円くらいはかかると私は考えています。羽生市と合同で整備することになればもっとかかるでしょうし、運営費もかかります。子どもたちにとっての負の遺産になるようなものは極力造らないでいただきたいと思います。 それともう一つ、今日の審議会が一番の問題点は、行田市、羽生市、それから新施設の稼働後も旧吹上町のごみが入ってくるのだと思いますが、そうだとすれば行田市のごみ量だけ考えていても、旧吹上町のごみ量を入れなければごみの総量が決まらないと思います。そうなってくると今日の議論は意味がないのではと思います。
事務局	令和9年度完成を目標としている新施設は、行田市と羽生市の施設になりますので、新施設では基本的に行田市と羽生市のごみだけを処理するという形に変わります。新施設稼働まで使う小針クリーンセンターについては、行田市と旧吹上町分のごみを処理します。 ただ例外的に、旧吹上町（鴻巣市）と協議を行って受入れを行うなど、過渡期の経過措置を取ることも考えられますが、そういったことがない限り、基本的には新施設稼働とともに旧吹上町からの受入れは止まります。

高橋委員	また、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は羽生市にもあり、羽生市も審議会を開いて見直しをしております。その中にあるごみ量の推計についても見直しを行っており、これらを合わせて国に申請をします。 令和９年度に新施設が稼働した際、鴻巣市が計画を進めている施設が完成するまでは行田市と羽生市の施設を使うというように私は聞いていました。 先日の新聞報道によると鴻巣市、北本市、吉見町で基本合意を締結したそうです。仮に１０年後に新施設が稼働するとすれば令和１３年度に稼働ですから、行田市と羽生市の新施設稼働目標年度（令和９年度）と４年間の差があります。この４年間は従来通りになるのではないかと思いますので、私は考え方が違うと思います。 先ほどの説明で、羽生市も一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を作っているとありましたが、羽生市と合同の施設を造るわけですから、行田市の数字だけを議論するのはおかしいと思います。 それから、行田市と羽生市それぞれが独自で決めることは収集と運搬ですが、そちらはこの審議会では議論されていません。本来はそちらを議論すべきだったのではないかと思います、なぜそれをしなかったのか伺います。
事務局	収集運搬は現在もこれからも各市の事務となります。 資料の３４ページに【３－８ ごみ処理の課題】として収集及び運搬の課題について掲載があり、４５ページに【５－３ 収集及び運搬計画】があります。 今後、分別区分が見直されますので、現在の不燃ごみは大幅に減りますし、不燃ごみに区分されていたペットボトルが資源物に区分されますので、収集体制が大きく変わります。収集体制については、令和９年度の変更に向け、市民生活に影響がないように回数等の調整を行います。

高橋委員	市報ぎょうだ 9 月号に、「小針クリーンセンターで燃やせるごみポリエチレン製回収袋の試験的導入を行います（鴻巣市吹上地域のみ）」という記事が掲載されていました。 今回の基本計画でも、45 ページ【5－3 収集及び運搬計画】にごみ収集袋の変更が記載されています。ごみ収集袋を紙袋としているのは県内で行田市だけですので、このままでいいのかということについても議論すべきだったのではないかと思います。2 市の話については以上です。 それから、基本計画の細部に関しても指摘したいと思います。先ほど中村博行委員も指摘していましたが、前回の審議会資料と比べて数字が変わっているところがとても多いです。22 ページ【表 3－2 ごみ総排出量の推移】、23 ページ【表 3－3 一人 1 日当たりの排出量の推移】、25 ページ【表 3－4 資源化状況の推移】、28 ページ【表 3－8 焼却処理量の推移（小針クリーンセンター）】、32 ページ【表 3－13 ごみ処理経費の推移】、33 ページ【表 3－14 ごみ処理の比較】が変わっています。審議会事務局が提示した数字を基に判断するのですから、わずか 1 か月で変わるというのは問題だと思います。 最初に中村博行委員も指摘しましたが、22 ページの本文 8 行目、ごみ総排出量について 0.2 % の減少という表現になりました。ですが、わずか 0.2 %、もっと正確に言うと 0.16 %、1 万分の 16 ですから、そのくらいでは減少と書く価値はないと思います。また、意図的に変えたと勘繰られないよう、数値は変更しないでいただきたいと思います。 それから、18 ページのプラスチック資源循環促進法の②個別の措置事項についても、前回の資料の方が断定的な表現で、今回は大変曖昧な表現になりました。 それから、私は堆肥化施設の建設には反対していますので、審議会の答申にしっかり記載していただきたいと思います。
事務局	まず、18 ページのプラスチック資源循環促進法の「②個別の

措置事項」については、国が閣議決定後に報道発表資料として提示した図の方が見やすいと考え、事務局の判断で変えたものですが、報道発表資料を基に事務局で書き起こした文章の方が良いということであれば、皆さんで審議していただき、こちらに戻すことは可能です。

次に、22ページ【表3-2 ごみ総排出量の推移】ですが、今回出典とした県の「一般廃棄物処理事業の概要」の方は、県は家電4品目の数値を資源物に含みませんが、前回出典とした環境省の「一般廃棄物処理実態調査」の方は、家電4品目を資源物に含みます。

前回の資料をお持ちの方は、8月3日審議会資料の22ページと比較していただきたいと思います。例えば平成27年度の生活系ごみのうち資源物の数値は、前回の資料では1,878トンと記載されていますが、今回の資料では1,875トンと記載されています。これは、平成27年度は家電4品目の量が3トンで、国の出典の方ではそれが資源物として計上されていましたが、県の出典の方では資源物のカウントから除かれているため、3トンの差が生じています。平成28年度から令和元年度までは、家電4品目の数値が同様に除かれています。ただし、令和2年度については家電4品目の数値のほか、8月以降に行田市の数値を取りまとめた際、燃やせないごみと有害ごみの数値が変わったことによる違いが生じております。

また、下の事業系②の燃やせないごみの数値が、前回の資料と比較して令和元年度で42トン、令和2年度で57トン増えていますが、平成30年度まで小針クリーンセンターでの紙リサイクル量を誤って家庭系ごみとして計上し、県に報告していました。令和元年度からは事業系ごみとして計上し、県に報告していますが、前回の資料では、令和元年度の事業系ごみ数値の入力の際、紙リサイクル量の算入を失念していたことから、県の出典どおりに修正を行ったものです。なお、集団回収の数値が異なるのは、出典を環境省の「一般廃棄物処理実態調査」から、県の「一般廃

「廃物処理事業の概要」に変えたことによる端数処理での誤差によるものです。

次に、【表 3－3 一人 1 日当たりの排出量の推移】については、【表 3－2 ごみ総排出量の推移】のところから抜粋したものですので、今申し上げた理由によるものです。

次に、【表 3－4 資源化状況の推移】については、前回の資料では【表 3－4 ごみ総排出量及び資源化の推移】というタイトルでしたが、ごみ総排出量については【表 3－2 ごみ総排出量の推移】にも掲載されていることから、重複部分のタイトルを削り、「区分」にある「ごみ総排出量」を最下段に移しました。この表も出典を国から県に変えたことにより、「家電 4 品目」という区分がなくなりました。また、【表 3－4 資源化状況の推移】は家庭系ごみを対象としていますが、先ほども説明したとおり、小針クリーンセンターの紙リサイクル量を誤って家庭系ごみの数値に算入していたことから、令和元年度の 4 2 トン、令和 2 年度の 5 7 トンをそれぞれ引いたものです。なお、集団回収の数値が異なるのは、【表 3－2 ごみ総排出量の推移】と同様に、出典を環境省の「一般廃棄物処理実態調査」から、県の「一般廃棄物処理事業の概要」に変えたことによる端数処理での誤差によるものです。

次に、【表 3－8 焼却処理量の推移（小針クリーンセンター）】の令和 2 年度の数値が前回と異なるのは、前回の資料作成時には焼却処理量の算出に必要なデータが揃っておらず、予測値を用いたことによるものです。

次に、【表 3－1 3 ごみ処理経費の推移】における埼玉県の「一人当たりの経費」が大幅に異なっている部分については、現行計画や前回の審議会の資料においてデータ抽出の方法に誤りがあったことから、今回修正を行ったものです。

次に、【表 3－1 4 ごみ処理の比較】については、今申し上げてきた【表 3－2 ごみ総排出量の推移】、【表 3－4 資源化状況の推移】、【表 3－1 3 ごみ処理経費の推移】のデータを使用して計算しているものです。計算の基となる数値を変更したこと

	により、それぞれの計算結果に差が生じています。
高橋委員	【表３－４ 資源化状況の推移】で、今まで誤って計上していた平成２７年度から平成３０年度の数値は直すのですか。それともこのままなのですか。
事務局	誤解を招かないよう、平成２７年度から平成３０年度までは紙リサイクル量を含む旨を出典の下に注釈として入れることとします。
高橋委員	４７ページ、（２）最終処分計画の①最終処分の方法に「最終処分は、民間事業者へ委託処理することを基本とします。」と記載されていますが、民間事業者とは具体的にどういうところに委託していて、最終的にはどういう処理をしているのですか。また、基本とするということは例外もあるということですか。
事務局	最終処分としてまず焼却灰の処分が挙げられますが、現状では、小針クリーンセンターから出た焼却灰は太平洋セメント(株)熊谷工場において骨材にリサイクルされています。今後整備するごみ焼却施設のごみ処理方式が今と同じであれば、副生成物として焼却灰が出ますが、仮に熔融炉となった場合、焼却灰ではなく熔融スラグが出ます。その場合、必ずしも太平洋セメント(株)が引き取ってくれるとは限りません。また、行田市には長善沼最終処分場という不燃残渣の埋立施設がありますが、そこには埋立てを行っておらず、寄居町にある県の施設（埼玉県環境整備センター）に埋立てを行っております。これらの理由から、抽象的な表現にしています。
高橋委員	４８ページ、【５－５ その他必要と考えられる取組み】の「（２）自力でのごみ出しが困難な高齢世帯などへの対応」に、「他部署や地域コミュニティとの連携した対応及び新たな支援策を検討しま

	す」とありますが、具体的にどういう検討を行うのですか。
事務局	これまでは、地域コミュニティや福祉サービスを使ったごみ出し支援という形でしたが、今後市で直営を行うか、委託を行うのかも含め、ごみ出し支援のあり方を検討していくという意味で記載しております。
高橋委員	４９ページ、「（６）廃棄物処理の有料化の研究」というのがあります。今までの羽生市との協議の中では出てきませんでしたが、基本計画に組み込んだ理由は何ですか。
事務局	羽生市との「ごみ処理広域化に係る勉強会」において、新施設稼働を理由とする有料化は行わないということで合意しています。一方、国に提出する地域計画には、有料化を検討することが要件として挙げられていますので、有料化を一切考えないと言ってしまうと地域計画が通らないので研究は行いますが、施設を建設するから有料化するということはしないということです。 なお、新聞報道等では、ごみ焼却施設整備を財政支援する国の交付金について、プラスチックごみをリサイクル資源として収集することを新たな交付条件とするというところだけにスポットを当てていますが、有料化についても交付要件とするというのが国の考えのようです。
中村博行委員	４０ページ、【図４－２ 将来のごみ処理体制（新たなごみ処理施設の稼働後）】の、剪定枝について剪定枝資源化施設で中間処理を行い、最終処分・資源化のところに「堆肥化」とあるのはどうするのですか。
事務局	先ほどの説明どおり、行田市の計画としては堆肥化するというのを提案させていただいて、前回の審議会です承されたものと認識しております。そのような認識ですので、この表記は前回

	から変えておりません。
議 長	基本計画の審議については、皆さんからひと通りご意見をいただきましたので、全体の審議についてはこれで終わりにしたいと思いますが、３５ページの【３－９ ごみ処理の方向性】の②プラスチック製容器包装及び製品プラスチックのところの追記の件はどのようにいたしましょうか。
高橋委員	追記をするのであれば、例えばただし書として、「令和４年４月施行予定のプラスチック資源循環法や国の省令等を踏まえ、再商品化事業者と連携しながら「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」によるルートを利用した効率的な再商品化（リサイクル）を行う」と記載すれば良いのではないのでしょうか。
事務局	容器包装リサイクル法のルートを活用するのも手段の一つですが、再商品化事業者と一体となって事業を進めるというのも手段としてあります。民間業者に一括委託するという選択肢を国が示していることから、「プラスチック資源循環法の施行に伴う国の動向を注視し、必要な対応をとっていく」という趣旨の記載にしたいのですがよろしいですか。 「はい」との声あり。
議 長	それではここについては事務局案どおり会議録に記載します。他に、全体の審議会を通して何かございますか。
中村博行委員	前回、８月３日開催の第４回審議会の会議録について３点ほど確認をさせていただきたいと思います。 まず１点目、４ページから始まる高橋委員の質問に対する事務局の回答の中で、下から３行目、「次に２点目の、プラスチック製

事務局	容器包装の総排出量と資源化量が違うということについてですが、総排出量１８８１トンのうち、リサイクルできるきれいなプラスチック製容器包装と、リサイクルできない汚れたプラスチック製容器（包装）がおおよそ半々であると試算しております」とありますが、これはいつ試算したのですか。 次に２点目、８ページの５行目、「次に３点目、経費の件についてですが、今進めている羽生市との共同整備こそが市民負担を減らす一番の策であると考えております。「行田市ごみ処理基本構想」の中では、広域処理をした場合は単独処理の場合と比較して、整備費及び２０年間の運営費を合わせて約３８億円削減できると試算しております。また、なるべく市民の手間をかけずにリサイクルするという観点から、剪定枝を直接搬入に限っております。」とありますが、直接搬入というのは市民と業者を両方含んでいるという理解で良いですか。 それから３点目、１３ページに「園芸業者などが搬入する剪定枝は、新たな資源化施設では事業系一般廃棄物として受け入れ、資源化します。」とありますが、市民やシルバー人材センターが搬入する剪定枝だけでなく、民間業者が搬入する剪定枝も受入れるということですか。また、同じページの１２行目に「飲食店から出る生ごみや園芸業者から出る枝木など、業を営む上で排出される一般廃棄物を事業系一般廃棄物と言います。」とありますが、飲食店から出る生ごみがここに出てきたというのは事業系ごみの説明として出してきたということですか。 まず１点目、プラスチック製容器包装の排出量についてですが、行田市、鴻巣市及び北本市の３市で事業を進めていた時に試算したもので、試算の結果、きれいなプラスチック製容器包装と汚れたプラスチック製容器包装がおおよそ半々だったということです。 次に、２点目と３点目をまとめてお答えします。 一般廃棄物は、家庭から出るごみ（家庭系ごみ）と仕事に関して出るごみ（事業系ごみ）に分けられます。両方とも小針クリー
-----	---

	ンセンターに持ち込めますが、仕事に関して出るごみ（事業系ごみ）のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物に該当するものは持ち込めません。 飲食店から出る生ごみや、園芸業者から出る剪定枝というのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物には該当せず、事業系一般廃棄物に該当するので、有料で新しい施設に搬入するということです。 剪定枝を直接搬入に限るとというのは、家庭から集積所に出す剪定枝というのはそれほど多くないので、分別区分としては燃やせるごみになりますが、軽トラックなどで施設に直接搬入する場合に限って堆肥化するということです。 量としては、小針クリーンセンターにおける組成分析の結果、約１０％が「木・竹・わら類」となっております。これは家庭系ごみと事業系ごみが混ざっているごみを組成分析したもので、そのうち４％程度がリサイクルできるものと仮定しており、今回９００トンという数字を出しています。ですので、家庭系ごみと事業系ごみを合わせ、約４％をリサイクルするというイメージで考えています。直接搬入に関しては家庭系ごみ、事業系ごみの両方を処理するということです。
議 長	他にご意見等ございますか。 ないようでございますので、「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案について」の審議は終了とさせていただきます。なお、修正箇所につきましては、次回の審議までに調整した上で、改めて委員の皆様にご確認いただきたいと存じます。 事務局はそれでよろしいでしょうか。
事務局	はい。それでは修正箇所の確認をさせていただきます。 まず２５ページ、【表３－４ 資源化状況の推移】について、平成２７年度から平成３０年度までは紙リサイクル量を含む旨を記載します。

高橋委員 事務局 議 長 事務局 議 長 事務局	次に３５ページ、「②プラスチック製容器包装及び製品プラスチック」の文末に、「プラスチック資源循環法の施行に伴う国の動向を注視し、必要な対応をとる」という趣旨の文言を追加します。 それから、１８ページ「(６)プラスチック資源循環促進法の概要」については、字句の修正をさせていただくことでよろしいですか。 前回の方が断定調でわかりやすいです。 今回は、国の閣議決定後に報道発表資料として公開したものをほぼそのまま転載したのですが、前は事務局の方でこの資料を基に体言止めや断定調にしたという違いがあるのみです。 表現が気になるようであれば前回に戻しますが、戻さずにこのままでよろしいでしょうか。 「はい」との声あり。 それでは、最初に述べた２点について次回までに修正します。 委員の皆様には議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。ここで、議長の職を解かせていただきます。進行を事務局に戻します。 次回日程（１１月１１日木曜日 午前１０時から 行田市教育文化センターみらい第１学習室にて開催）を連絡
事務局	４．閉会 委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 本日はこれをもって閉会といたします。